

別表第2(第8条関係)

A2 旧介護予防訪問介護に相当するサービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週間に1回程度の場合 1,176単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷30.4日	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週間に2回程度の場合 2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	日割の場合		÷30.4日	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週間に2回を超える程度の場合 3,727単位	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	÷30.4日	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 (2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間20分以上45分未満の場合 (三)所要時間45分以上の場合 (3)短時間の身体介護が中心である場合	287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		179			
A2	2621	訪問型独自サービス23		220			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		163			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週間に1回程度の場合 1,176単位 (2)1週間に2回程度の場合 2,349単位 (3)1週間に2回を超える程度の場合 3,727単位	-12	1月につき		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	÷30.4日	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週間に2回程度の場合 2,349単位	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	÷30.4日	-1
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週間に2回を超える程度の場合 3,727単位	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	÷30.4日	-1
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 (2)生活援助が中心である場合 (二)所要時間20分以上45分未満の場合 (三)所要時間45分以上の場合 (3)短時間の身体介護が中心である場合	-3	1回につき		
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		-2			
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		-2			
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時		-2			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 10%減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算			200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 63/1000加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 42/1000加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000加算			

色智郡では月額報酬を採用しており回数単価は使用しておりません

色智郡では月額報酬を採用しており回数単価は使用しておりません